

2022年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(未 修 者)

以下に続く資料は、2022年2月25日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、シラバスもご確認ください

<公式サイト URL>

<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<Web シラバス URL>

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

※ID、パスワードの入力なしでログインしてシラバスの検索・閲覧ができます。

2022/3 現在

憲法 I 渡邊 康行

法学未修者とはいえっても憲法について全く知識がないひとはいないと思いますし、授業の回数も限られていますので、完全に初歩から授業するということはありません。そのため事前の予習は必須です。教科書としては、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第7版〕』（岩波書店、2019年）を使いますので、授業開始時までに通読しておいてください。また余裕があれば、長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I・II〔第7版〕』（有斐閣、2019年）で、重要な判例については事案と判旨を確認してください。上に挙げた書籍は最もオーソドックスな教材ですが、もう少し薄く読みやすい教科書として定評があるのは、安西文雄ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）です。授業担当者の立場を知るためには、渡辺康行ほか『憲法 I 基本権』（日本評論社、2016年）が参考となると思います。

+++++

民法 I 小峯 庸平

1. 講義内容

民法 I では、民法のうち、総則・物権（担保物権を除く）の範囲を取り扱います。総則は、民法全般に総じてあてはまる規則を定めたものなので、抽象的な話が多くなります。具体的な事例を挙げる場合、それは例えば契約や不法行為（債権各論〔民法 II で取り扱います〕）など、他の分野で取り扱う制度を例として挙げることになります。このように、民法のその他の範囲との関連性が深い講義になります。

また、物権は、物を支配する権利を取扱う分野ですが、これは契約により移転することができ（売買契約）、契約によって定められる債権が類似の役割を果たすことがあります（賃貸借契約によって定められる賃借権）。このように、物権の分野もまた、主に契約法とは切っても切り離せない関係にあります。

2. 授業進行の方法

授業には、六法を持参してください。ブランドや判例の搭載の有無は指定しませんが、最新のものを使うようにしてください（近年、債権法、相続法、所有者不明不動産関連など、民法の改正が相次いでいます）。また、初回の授業で、各回の授業に対応する教科書のページを指示しますので、毎回の授業前に、該当箇所を読んできてください。

3. 予習課題

入学までに時間がなく、忙しいことかと思いますが、以下の3点を課題として指定します。

- (1) 初回の授業では、佐久間毅『民法の基礎1 第5版』（2020年、有斐閣）の第1章に対応する話をしますので、読んでくるようにしてください。
- (2) 江藤祥平ほか『大学生活と法学』（有斐閣、2022年）を読み、自分の興味のある Act について、①面白かった点②わからなかった点③取り扱われている問題についての自分の意見の3点について考えてくること。初回の授業で口頭発表を予定しています。本自体は200頁程度ですし、書き方も平易です。そこまでの時間を要しないかと思います。
- (3) 余力があれば、道垣内弘人『リーガルベシス民法入門 第3版』を読み、民法の全体像を把握してくること。こちらはかなり分量のあるものになります（約700頁）。全体を読む時間が取れない場合には、まずは第一章を読むことを目標にしてみてください。第一章の内容は、初回の授業で取扱う内容と大体重複しています。1. で書いた通りなので、第2章以降を読む場合、民法Ⅰの関連分野を深く読むよりは、全体に目を通すことに重きを置いてください。

+++++

民法Ⅱ 滝沢 昌彦

民法とは？

民法とは「市民法」という意味で、一般市民間の法律関係を規律する法律です。こう言うと漠然とした印象を受けるでしょうし、事実、民法の内容は雑多ですが、主に一般市民間の財産関係や家族関係が定められています。私法の基礎的な部分を定めた一般法ですので、他の法律を勉強する際にも「常識」として民法の知識が要求されます。

民法は、全部で1050条まである膨大な法律ですのでいくつかに分けて講義されますが、民法Ⅱでは、いわゆる債権各論（521条から724条の2まで）を扱います。

何を学ぶのか？

当然ながら、まずは、どのような条文があるのかを知らなければなりません。しかし、それだけでは足りません。実際の事件に条文を適用しようとする、さまざまな疑問が出てきます。そのような論点については、判例や学説を参考にして条文を「解釈」して解決することになります。

したがって、皆さんは、

- ①まずは、条文を読んで、具体的にはどのような場合を想定しているのか理解して下さい。
- ②次には、その条文を適用する上で、どのような問題が生じるのかを知り、
- ③さらに、その問題点について、どのような判例や学説があるのかを調べ、それらを参考に解決を考えて下さい。

新学期までの予習

さまざまな予習が考えられます。

1. 民法の全体像をつかむこと

上述のように、民法は全体として一つの体系をなしているにもかかわらず、いくつかに分けて講義されます。講義が始まりますとそれぞれの制度や理論についての勉強になり、ともすれば「木を見て森を見ず」の弊害に陥りがちです。したがって、民法を勉強する前に、民法全体をコンパクトにまとめた本を読んで、民法の全体像をつかんでおくことは大変いいことです（これは民法Ⅰの準備にもなります）。例えば道垣内弘人・リーガルベイス民法入門（日経新聞出版社、2017）などが挙げられますが、その他にも、我妻栄・吉永和隆・民法（第10版）（ケイ草書房）や潮見佳男・民法（全）（第2版）（有斐閣）なども入手しやすい本です。

2. とりあえずテキストに挑戦すること

他方、「木」を見なければ「森」がどのようなものなのか想像も付きません。その意味では、とりあえずテキストに挑戦してみることも一つの方法かと思います。

民法Ⅱでは、テキストとして新ハイブリッド民法4債権各論（法律文化社、2018年）を使用します。テキストとは、条文の趣旨、（条文を適用する際に問題となる論点についての）判例や学説を「詰め込んだ」ものであり、辞書みたいものなので一人で読み進めるのは難しいかも知れませんが、挑戦してみる価値はあります。その際、必ず六法を手元に置いて条文を参照するように心がけてください（後述3）。

既に民法を学んだことのある人は、その際に使用したテキストを読み直してよるのもいいと思います。読み直すことで新たな発見があるでしょう。なお、民法は2017年に改正され2020年から施行されています。今皆さんが持っているのは旧法についてのテキストかも知れませんが、しかし、改正法は旧法での問題点を改正したものなので、旧法の知識が無駄になるわけではありません。また、法の解釈には多少なりとも主観的な

側面もあるのですから、人によって解釈が異なる可能性もあります。したがって複数のテキストを持っていることは大変よいことです。既に持っているテキストは捨てないで下さい。

3. とりあえず条文を読んでもみる

結局は民法の条文の解釈を学ぶのですから、まずは、条文を読んでもみるのもいいでしょう。最初はよく分からないでしょうが、テキストなどを参考にして、どのような場面を想定してどのように規制しているのかを考えてみてください。

「このように学習すればよい」という唯一絶対の方法を挙げることは難しいです。結局は、アッチにぶつかりコッチにぶつかりという試行錯誤を繰り返して自分なりの勉強方法を見つけることになるでしょう。新学期までは、とりあえず自分でジタバタしてみてください。話はそれからです。4月に教室で皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。

+++++

刑法Ⅰ 本庄 武

刑法Ⅰの内容はほぼ刑法各論です。第1回の授業では、ごく簡単な授業のガイダンスを行った後に、「刑法」の構成や「刑法各論」の全体像を俯瞰した後に、殺人の罪に検討を加えていく予定です。

教科書として、佐久間修・橋本正博・上寫一高『刑法基本講義 総論・各論』第3版（2019年、有斐閣）を指定します。指定教科書は、刑法総論・各論全体の概略を一冊で扱ったもので、1年次に最低限理解しておくべき内容をおさえたものです。ただし、本書だけでは授業の範囲はカバーできないため、毎回の講義の予習・復習を進めるためには、もう一冊、より詳しい基本書を用いる必要があります（初回講義でご紹介します）。指定教科書は学修のつかかりとして用いるものとお考え下さい。また、指定教科書の使用は必須ではなく、すでに別の基本書をお使いの場合は、そちらを用いても構いません。

開講までに、指定教科書の刑法各論部分あるいはすでにお使いの刑法各論の基本書について、一通り目を通しておいてください。もちろんわからない部分があっても構いません。特に、刑法総論の知識を前提としなければ、理解できない部分については、後期に総論を学んでから振り返って再度学習するつもりでいてください。なお、刑法Ⅰの授業でも、最低限必要な総論の知識は随時補いつつ進行します。

+++++

導入ゼミ 田鎖 麻衣子

※現段階で、特に予習指示はありません。

※事務室注：履修希望者は、別途配布の「導入ゼミの履修に際して」の文書を必ずご確認ください。